

事故報告について

◆事故発生時の報告について

介護保険サービスにおいて、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、利用者の家族・担当ケアマネジャー・町に報告等を行う必要があります。

事故報告は、事業者の過失を問うためのものではなく、発生した事実を速やかに情報共有をし、その後の適切な対応に活かすためのものです。

報告すべき各事業所において、事故が発生した場合は、利用者の保険者及び所在地市町村の双方に速やかに報告して下さい。

1 対象事業者

事業者の責任の有無にかかわらず、介護保険サービス及び指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの提供に伴い発生した事故について、報告を要します。

対象となる事業者は、次に掲げる者となります。

- (1) 町の被保険者に対して介護サービスを提供するもの
- (2) 町内を所在地とする介護保険法（平成9年法律第123号）における以下のもの
 - ・ 指定居宅サービス事業者
 - ・ 指定地域密着型サービス事業者
 - ・ 指定居宅介護支援事業者
 - ・ 介護保険施設
 - ・ 指定介護予防サービス事業者
 - ・ 指定地域密着型介護予防サービス事業者
 - ・ 指定介護予防支援事業者
 - ・ 介護予防・生活支援サービス事業者
 - ・ 指定通所介護事業者等で提供する宿泊サービスを提供する事業者

2 報告すべき事故の範囲

事業所が報告すべき事故の範囲は、原則として次に掲げるものとなります。

- (1) サービス提供中の利用者の怪我又は死亡事故の発生
 - ア 「サービス提供中」には、送迎・通院等を含む。
 - イ 「怪我」とは、転倒又は転落等に伴う骨折及び出血、火傷、誤嚥、誤薬等で医療機関において治療（当該施設内及び併設医療機関での医療処置を含む。）又は入院したものを原則とする。
 - ウ 怪我、死亡事故等には、事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者の自己責任及び第三者の過失による事故を含む。
 - エ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性

のあるときは報告すること。

- (2) 感染症、食中毒、結核の発生又はそれが疑われる事例
- ア 感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定するもののうち、原則として一類から五類及び新型インフルエンザ等感染症とする。
 - イ 同一の感染症、食中毒、結核の患者、それらが疑われる死亡者又は重篤患者（医療機関への入院）が1週間以内に2名以上発生した場合
 - ウ 同一の感染症、食中毒、結核の患者又はそれが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - エ アからウに掲げるもののほか、特に管理者が報告を必要とすると判断した場合
 - オ 関連する法に届出義務が規定されている場合には、これに従うこと。
- (3) 利用者が行方不明となった場合
- ア 行方不明となったその当日中に発見できなかった場合
 - イ 警察に捜索願を届け出た場合
- (4) 従業員の法令違反、不祥事等があった場合
- (5) 火災、地震、風水害、その他これらに類する災害による被害があった場合
- (6) その他、報告が必要と認められる事故が発生した場合
- (7) 上記のほか、サービスの提供において利用者の処遇に著しい影響を与えた場合

※ 次の各号のいずれかに該当する場合は、報告は不要です。

- (1) 利用者が身体的被害を受けた場合において、医療機関を受診することなく、軽微な治療のみで対応した場合
- (2) 利用者が身体的被害を受けて医療機関を受診又は入院した場合において、診察又は検査のみで、治療を伴わない場合
- (3) その他、被害又は影響がきわめて微少な場合

3 事故報告の手順

事故報告の手順は、次のとおりとなります。

- (1) 事業者は、報告すべき事故の範囲（1）から（4）に該当する事故が発生した場合は、利用者への対応後、第一報を速やかに当該利用者の家族及び担当ケアマネジャーに連絡するとともに、町に対して第一報を電話又はFAXで行い、その後、速やかに事故報告書及び必要に応じ感染症に関する報告書により報告する。
- (2) 事業者は、報告すべき事故の範囲（5）から（7）に該当する事故が発生した場合は、利用者への対応後、第一報を速やかに当該利用者の家族及び担当ケアマネジャーに連絡するとともに、町に対して第一報を電話又はFAXで行い、その後速やかに任意の様式により報告する。
- (3) 事故報告書は、必要な項目（事業所の名称、事業所番号、所在地、連絡先、サービス種類、利用者の氏名、住所、年齢、要介護度、事故発生日時、発生場所、事故の内容、事故発生の原因、事故への対処方法、事故の結果、再発防止策等）が明記されていれば、別様式でも差し支えないものとする。

4 報告すべき事故の具体例

- (1) 死亡に至った事故（看取り期にある場合や、病気が主たる原因であることが明らかでない場合を除く。）
- (2) 死亡に至る危険性の高い事故（溺水、窒息、異物誤食・誤飲、離設、自殺未遂など）
- (3) 日常生活動作の大幅な低下が生じた事故（骨折など）
- (4) 利用者の所持品の破損や紛失
- (5) 感染症事故報告要件

感染症名	症状・人数	備考
感染性胃腸炎	急に発症する嘔吐または下痢（服薬等明らかに他の原因によるものを除く）の症状を訴えるものが通常に比べて多い場合。	「通常に比べて多い場合」とは、症状を訴える者がでた日から5日以内に、同様の症状を訴える者が他に2名以上（計3名以上）に達した場合をいう。
インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	医師による確定診断があり、同一施設において、1週間以内に概ね10人以上発症した場合。	「確定診断」とは、診断した医師の判断により、症状や所見から当疾患が疑われ、かつ、病原体診断（ウイルスの分離や遺伝子の検出、あるいは迅速診断キットを含む抗原の直接的検出）や血清学診断によって当該疾患と診断されたものをいう。

新型インフルエンザ等 感染症	(1) 入所者、利用者、職員等 において、インフルエンザ様症 状を有する者の発生後7日以 内に、その者を含め10名以上 の患者が集団発生した場合 (2) 発症者の人数を問わず、 公衆衛生対策上必要である場 合	「公衆衛生対策上必要である場 合」とは、「短時間で明らかに感 染が広がっている場合」「重症な 患者が出ている場合」等があげ られる。
-------------------	---	--

5 報告先

報告先については、次のとおりとなります。

- (1) 報告すべき事故の範囲 (1)、(3)～(7) に該当する事故が発生した場合
 - ア 三戸町の被保険者である利用者にサービス提供した際に事故が発生した場合
⇒三戸町健康推進課
 - イ 三戸町以外の被保険者である利用者にサービス提供した際に事故が発生した場合
⇒三戸町健康推進課及び保険者市町村の担当部署
※各保険者への連絡は、各市町村の処理要領に基づくこと。

- (2) 報告すべき事故の範囲 (2) に該当する事故が発生した場合
 - ア 三戸町の被保険者である利用者にサービス提供した際に事故が発生した場合
⇒三戸町健康推進課及び三戸地方保健所
 - イ 三戸町以外の被保険者である利用者にサービス提供した際に事故が発生した場合
⇒三戸町健康推進課、保険者市町村の担当部署及び三戸地方保健所
※各保険者への連絡は、各市町村の処理要領に基づくこと。

6 報告方法

事故報告書の提出については、「郵送」又は「持参」していただきますようお願いいたします。

7 留意事項

事業者は、事故が発生した場合、当該利用者及び当該利用者家族に対して、事故に関する詳細な説明及び経過報告を行うほか、必要に応じて謝罪や損害賠償等の迅速かつ丁寧な対応をお願いします。

第一報から処理完了の事故報告書の提出までに相当日数を要する場合や、対応が長期にわたると予想される場合には、定期的又は状況変化により随時に、事故報告所の提出をお願いします。

事故報告の流れ

